

私は大きく 4 点、自転車対策、学校における社会教育、地域における見守り支援事業、災害時における電源確保について質問をします。

大きな質問の 1 点目、自転車対策について伺います。初めに自転車保険義務化についてです。

約 6 分 87 秒に 1 回発生しているという自転車事故。自転車事故を起こして、当事者となり、相手に怪我をさせる、また死亡させてしまった場合には、刑事上の責任とは別に、民事上の損害賠償責任を負わなければなりません。その金額は数千万円から約 1 億円に上ることもあります。携帯電話を操作しながら自転車に乗っていた女子高校生が 50 代女性と衝突した横浜市の事故では、被害者は歩行困難となり、女子高校生に約 5 千万円の支払いを命じる判決がでました。兵庫県内では、小学 5 年生の男児が 60 代の女性と衝突、女性が意識不明の重体となり、神戸地裁は「自転車の運転に十分な指導をしなかった」として母親に約 9500 万円の賠償を命じました。そうした万が一の高額な損害賠償金の支払いに備えるため、東京都では来年 4 月より自転車保険の義務化

が施行されます。現在、都民の自転車保険の加入率は 53.5%にとどまっています。都内の自転車事故は 2016 年の 1 万 417 件から 18 年には 1 万 1771 件と増加していて、交通事故全体の 36%を占めています。

ただし、加入は義務とはいっても、自転車保険に未加入でも罰則があるわけではありません。車やバイクと違い自転車には登録制度がないため、保険の加入を把握するのは難しいと考えます。自転車を購入時に保険に加入する方は多くいますが、有効期限 1 年間の保険に加入しているケースがほとんどではないかと認識しています。

先行して自転車保険の義務化を実施している自治体では認知度が低く加入が進んでいない実態があります。自転車保険加入の実態をどのように把握していくのか区の見解をお聞かせください。

北区には、区民交通傷害保険制度がありますが、現在の加入率を教えてください。また、小中学校でチラシを配布し、この保険制度の啓発を図るべきと考えますが区の見解をお聞かせください。

また、板橋区では今年度から、区民及び区内事業者を対象として区が指定した自転車店で、自転車の点検整備を受けた方や、新しく自転車を購入した方が、点検や購入にあわせて自転車保険に加入した場合 1000 円の助成金が出ます。北区としても自転車保険加入に対し助成金を出すべきと考えますが、区の見解をお聞かせください。

次に放置自転車対策について伺います。

通勤や通学、買い物など、数分から数時間置かれた自転車が「放置自転車」として社会問題になっています。自転車は、環境にやさしく手軽で便利な乗り物ですが、路上に放置されると、歩行者の通行障害となり、特に車イスの方や目の不自由な方などにとっては、わずかな時間でも大変危険なものとなります。また、交通事故の原因や災害の際に避難、消防活動等の妨げにもなりかねません。赤羽駅は平成 27 年から平成 30 年まで 4 年連続で都内の放置自転車台数がワースト 1 位となっています。区としても 4 月に駅の東口に一時利用者向けの駐輪場を新たに設けたほか、駅から遠い駐輪場ほど料金が安くなる仕組みを導入するなど放置自転車を少しで

も減らす努力をしています。

その上で都内ワースト 1 位という現状を打開するためにどのような対策を考えているのか教えてください。また、赤羽に限らず区内の駅周辺では駐輪場が不足しています。特に駒込駅東口周辺では利用者が大変に困っています。今後の駐輪場整備の方向性についてお聞かせください。

次に、自転車の再利用について伺います。

使わなくなった自転車を発展途上国の人々に使ってもらうため、墨田区では今年度から、自転車の無料回収事業を開始しました。墨田区では毎月約 400 台の自転車が粗大ごみとして排出され、そのほとんどが使用可能な状態にあります。まだ乗れる自転車を海外で再利用し、併せて粗大ごみを削減するため、区民を対象とする自転車の無料回収に踏み切りました。

回収日は 12 月 31 日を除く「31 日」区民に親しみを持ってもらうため、数字の 3 と 1 の語呂合わせで 31 日を「サイクルの日」と名付けました。回収の対象になる自転車は、走行

できる状態であれば種類は問わず、持ち込み時にパンクがあった場合でも引き受けてくれます。区民から引き取った自転車は区と連携した業者が翌営業日までに引き取り、独自のルートで東南アジアやアフリカなど、中古自転車のニーズが高い発展途上国へ運搬されます。回収時、全ての自転車に追跡バーコードが取り付けられるため、自分の自転車がどこの国に運ばれたのか、後日区のホームページで見ることができます。区職員によると区民から「どこに行くのか楽しみ」との期待の声が寄せられているとのこと。

自転車の無料回収は、区民にも行政にとってもメリットが大きいと考えます。区民は、これまで自転車を粗大ごみとして出す際に支払っていた手数料がゼロになり、気兼ねなく引き渡すことができます。区は区民に自転車を持ち込んでもらうことで、回収コストを省くことができます。

現在、北区において毎月どのくらいの自転車が粗大ごみとして出されているのか、その内まだ乗れる自転車の再利用についてどのように考えているのか、私としては墨田区のように無料回収し海外での

再利用を進めるべきであると考えますが区の見解をお聞かせください。

大きな質問の 2 点目、学校における社会教育について伺います。初めに法教育についてです。

親の経済状況の悪化から高校生のアルバイトはかつての「自分で自由に使う」お金を稼ぐためのものから、「それがなければ学生生活を続けられない」お金を稼ぐものへと変遷しています。千葉県内の 16 の高校で行われたアンケートでは、回答した生徒のうち、アルバイトをしていたのはおよそ 3 割でその目的は生活費のためと答えた生徒が半数に上りました。

また、ひとり親家庭に関して厚生労働省が 2016 年に行った調査では、アルバイトをしている高校生の 3 割以上が一部もしくは全額を家計に組み入れていることが分かりました。

高校生や大学生の経済状況が厳しいことを、雇う側は敏感に察知しており、かなり無理な労働条件であっても我慢して働

かざるを得ないことを分かった上でこれまで以上にきつい労働条件で働かせています。これがブラックバイトを増加させる要因となっています。

厚生労働省が行った高校生に対するアルバイトに関する調査では 60%の高校生が、労働条件通知書等を交付されていないと回答。労働条件について、口頭でも具体的な説明を受けた記憶がない学生が 18%いました。また、32.6%の高校生が、労働条件等で何らかのトラブルがあったと回答。トラブルの中では、シフトに関するものが最も多いが、賃金の不払いや満 18 歳未満に禁止されている深夜業や休日労働をさせられたなどといった法律違反のおそれがあるものもありました。しかし高校生や大学生の多くは労働法の知識がないために、自らが不当な処遇を受けているということ自体に気が付かないことが多いと考えられます。

この状況を改善するためには、ブラックバイトから身を守る正しい労働知識等を中学生のうちから学習しておくことがとても重要であると考えます。

現在、北区内の区立中学校では、社会保険労務士や行政書

士が法教育の授業を行っています。中学 3 年生を対象に社会科や総合学習等の 1 コマから 2 コマを使って授業を行っているという聞いておりますが、何校で実施しているのか現状を教えてください。

学校によって教育の機会にバラツキがあるのは生徒にとって望ましい状況ではありません。この際、法教育を区内の全中学校で実施すべきと考えますが、区の見解をお聞かせください。

また現在、講師の方はボランティアで授業を行っているという聞いています。それだと協力してくれる方が限られてしまうと考えられます。

予算化をして区の事業として法教育を行うべきと考えますが、区の見解をお聞かせください。

次に租税教育について伺います。

次代を担う児童・生徒が民主主義の根幹である租税の意義や役割を正しく理解し、社会の構成員として税金を納め、その使い道に関心を持ち、さらには納税者として社会



や国の在り方を主体的に考えるという自覚を育てることを目的に税理士等を派遣して租税教育が行われています。納税者のことを、英語でタックスペイヤーといいます。その背後には、日本語では納税者は単に税金を納めるだけの人の意味にとられがちですが、欧米では税金を納め、その用途を監視するという意味を持ちます。だから自分たちが支払う税金を政府が何に使うか、無駄使いしないかなどに大きな関心を払います。必要な公共サービスのためなら税金を進んで支払うという姿勢になります。ところが日本では、税金を取られるというように、支払った先の税金が何に使われるかにほとんど関心を持ちません。

その理由として、子どものころからの租税教育が不十分なことが最大の原因だと考えられます。「税金とは一体、何なのか」、「税金はなぜ社会に必要なのか」などを小学生、中学生に学校で教えることは大変に重要であると考えます。

区内の小学校・中学校における税理士等による租税教育実施の現状を教えてください。区内の全小中学校で租税教育を実施すべきと考えますが区の見解をお聞かせください。

大きな質問の3点目、地域における見守り支援事業について伺います。

現在、様々な自治体が、高齢者・児童の見守りを目的にビーコンを活用したサービスを導入しています。ビーコンとは、ブルートゥース信号を発信して位置情報を知らせる発信機です。位置情報を把握するといってもビーコンとGPSは全く異なる技術です。通信料がかからず、長い時間追跡するのに有効です。

渋谷区では2017年6月よりビーコンを活用した見守りサービス事業を開始しています。このサービスでは、ビーコンを搭載したキーホルダーなどの専用端末を持つ高齢者や子どもの位置情報履歴を、家族や保護者などがスマートフォンやパソコンで把握することができるほか、予め登録した場所を見守り対象者が通過した場合に、位置情報をメールで確認することも可能です。また、ビーコンの電波を受信する基地局も電源コンセントにさすだけで設置できるため、サービスの基盤となるシステムを

速やかに低コストで構築できます。渋谷区ではこの基地局を公共施設や民間施設、そして民間業者と協力して清涼飲料自動販売機に設置し、さらに無料専用アプリをインストールした地域の方自身のスマートフォンをビーコンの電波を受信する基地局として活用しています。小学生のランドセルにビーコンの電波発信器をつけておけば、通学路において今どこにいるのかすぐに確認でき、保護者の心配を軽減することができます。

認知症高齢者のひとり歩き問題も靴や衣服などにビーコンを仕込んでおけば、より早く探すことが可能になります。

また 2017 年 9 月より、タクシーに搭載したタブレットがこの基地局の役割を果たすシステムがリリースされています。動く基地局としてますます地域の安全が守られる仕組みが出来つつあります。タクシー会社と協定を結び、見守りネットワークの構築を図るべきと考えます。

北区においてもまずは小学生の見守りのモデル地域を策定し、ビーコンを活用した地域における見守り支援事

業を導入していくべきであると考えますが、区の見解をお聞かせください。

大きな質問の4点目、災害時における電源確保について伺います。

9月上旬に日本列島を襲った台風15号は甚大な被害をもたらし、千葉県を中心に93万戸で停電が発生、ほぼ全面復旧するまで20日以上もかかりました。自治体が開設する充電ブースには携帯電話を片手に大行列ができている様子が報道されていました。携帯電話は、家族との連絡や公的な支援情報の入手などで、災害時にはなくてはならないツールになっています。

2019年3月に「スマートフォン時代の防災対策」をテーマに、20代から40代の500名を対象に実施したアンケート結果によれば、「災害時に避難場所に持っていくものとして、スマホは必須アイテムだと思いますか」との質問に対し、実に92%が「そう思う」と答えています。「災害時スマホがなくては対応ができないと思うこと」との質問に対しては、

安否確認 71%、災害状況などのニュース確認、居場所の通知が各 60%とスマホに頼らざるを得ない結果となっています。

このように災害時に大きな頼りとなるスマホの充電器の確保が被災者の不安軽減のためにも大変に重要な課題です。東京都では、帰宅困難者らを受け入れる一時滞在施設約 700カ所に、携帯電話の充電機材を置く方針を固めました。品川区では今年度からスマホ用のソーラーパネル付ポータブル蓄電池を導入しました。1台で約 290 台分の電源を供給でき最大 40 台を同時に充電できます。災害時に備えて常にパソコンに繋いでフル充電にしておき、それにより UPS 機能付きの蓄電池のため急な停電時にデータの損失を防ぐこともできます。北区としてもソーラーパネル付ポータブル蓄電池を避難場所に設置できるように準備をしておくべきと考えますが、区の見解をお聞かせください。

また、環境省は、地域防災計画又は地方公共団体との協定により災害時に避難拠点等として位置づけられている公共施設又は民間施設に、平時の温室効果ガス排出抑制に加え、

災害時にもエネルギー供給等の機能発揮が可能となり、災害時の事業継続性の向上に寄与する再生可能エネルギー設備等を導入する事業を実施しています。この事業の補助金を活用して蓄電池等を導入する事業を進めるべきと考えますが区の見解をお聞かせください。